

島根県において出張業務を行う理容師・美容師の皆様へ

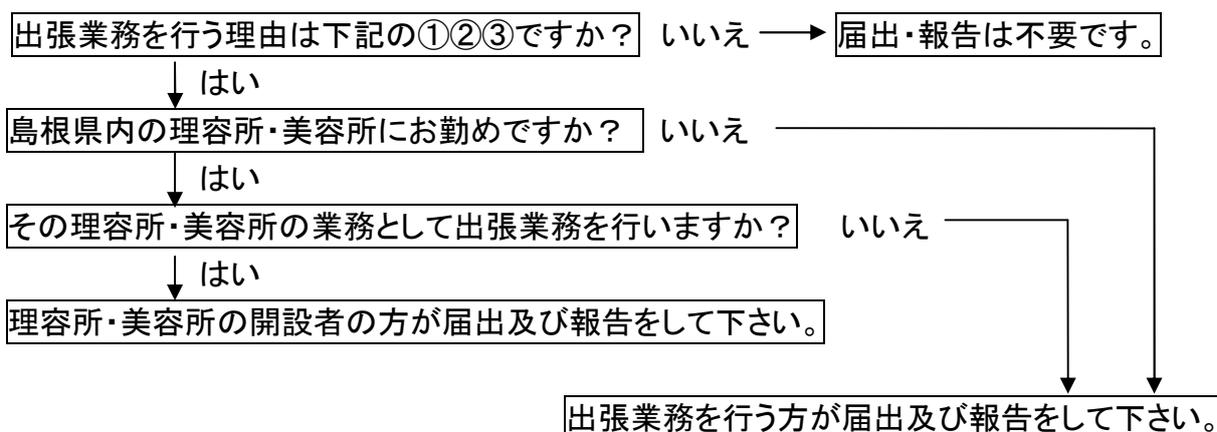
平成 23 年 4 月から出張理容・出張美容に係る届出・報告が必要となりました。

☆島根県内で出張理容・出張美容を行う場合にはあらかじめ保健所に届け出て下さい。

※平成 23 年 4 月 1 日現在で既に出張理容・出張美容を行っている方は平成 23 年 5 月 31 日までに届出下さい。

☆届出事項に変更があったときや、出張理容・出張美容をやめられたときには保健所に届け出て下さい。

☆毎年の実績について、翌年の 1 月 31 日までに保健所に報告書を提出して下さい。



出張理容・出張美容のできる範囲

- ①病気などの理由により、理容所・美容所に来ることができない方に対して業務を行う場合
- ②理容所・美容所がない離島及び山間地に居住する方の求めに応じ、出張して業務を行う場合
- ③社会福祉施設に出張して、入所している方に対して業務を行う場合
- ④婚礼その他の儀式に参列する方に対してその儀式の直前に業務を行う場合
- ⑤災害救助法第4条第1項第1号に規定する避難所又は応急仮設住宅に出張して、避難している方に対して業務を行う場合
- ⑥その他、知事が特別の事情があると認めた場合

※理容・美容の業務は、原則として理容所・美容所以外の場所で行うことができませんが、上記のような場合は、例外として業務を行うことが認められています。

※詳しくは、「理容師及び美容師の出張業務に係る指導要領」をご覧ください。
また、次の URL からご覧になれます。

http://www.pref.shimane.lg.jp/life/yakuji/eisei/life_hygiene/riyo_biyo/

～お問い合わせ先～

島根県健康福祉部薬事衛生課 (TEL0852-22-6529) または県内の各保健所